

欧州不動産戦略ファンド(3ヵ月決算型)／(年1回決算型)

愛称:OH! シャンゼリゼ 追加型投信／海外／資産複合

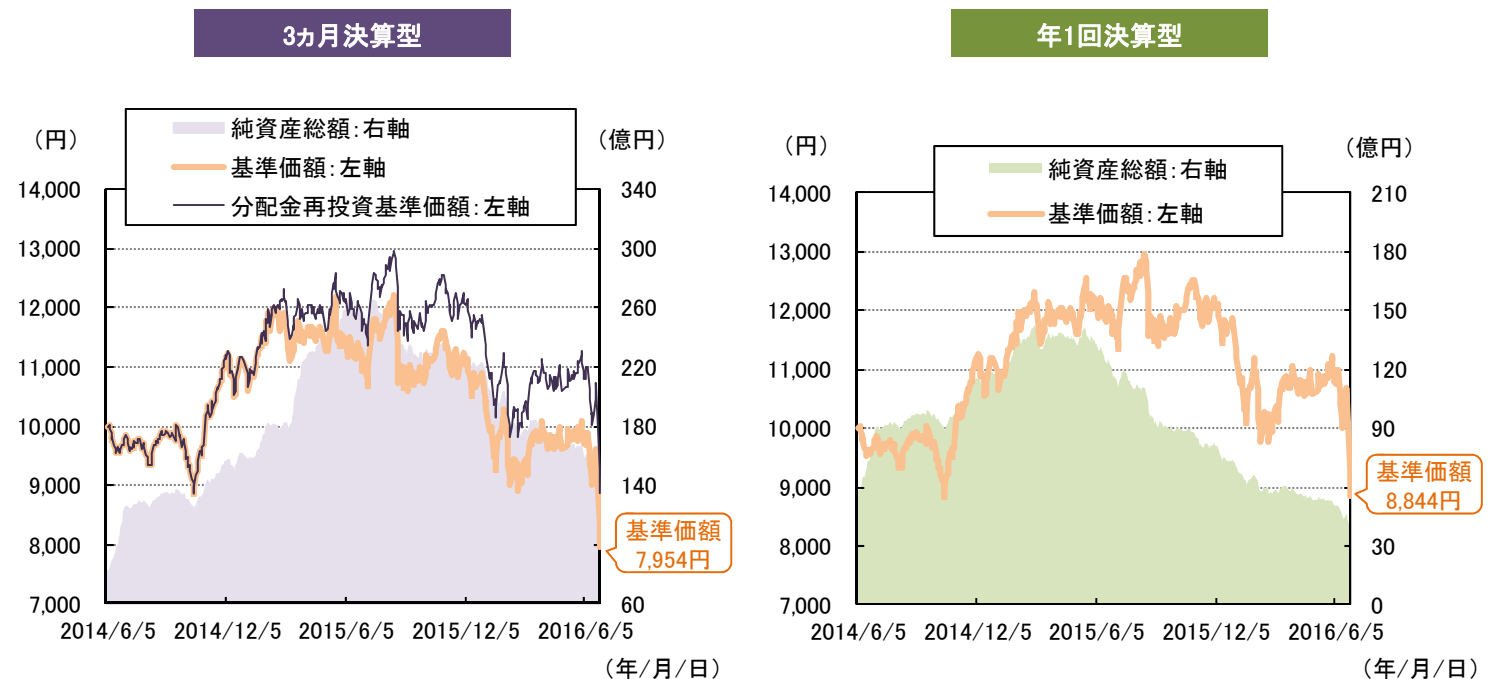
足元の欧州不動産関連証券市場の動向および今後の見通し

平素は「欧州不動産戦略ファンド(3ヵ月決算型)／(年1回決算型) 愛称:OH! シャンゼリゼ」をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

6月23日に実施された英国の欧州連合(EU)離脱を問う国民投票において離脱派が過半を占める結果となったことを受け、離脱協議に向けた先行き不透明感や英国景気の減速懸念が強まったこと等を背景に、各ファンドの基準価額は大きく下落しました。

本資料では、足元の欧州不動産関連証券市場の動向および今後の見通しについてご報告申し上げます。

◆基準価額と純資産総額の推移 2014年6月5日(各ファンド設定日の前営業日)～2016年6月28日



※2016年6月28日現在、当ファンドの分配実績はありません。

出所:みずほ投信投資顧問

※各ファンド設定日の前営業日の当初元本(1万口につき1万円)を起点とする推移。基準価額および分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。分配金再投資基準価額は“決算時に収益分配があった場合に、その分配金(税引前)をファンドに再投資したものと仮定して算出した収益率”に基づく各ファンドの1万口当たりの基準価額を表します。一方、基準価額は、こうした修正を一切加えていない実際の1万口当たりの基準価額です。(投資信託は、収益分配があった場合に、その分だけ基準価額が下がる仕組みになっています。)

※上記は、各ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来における運用成果や収益分配を示唆、保証するものではありません。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずお読みください。

◆英国国民投票結果と不動産関連証券市場の反応

英国国民投票結果

6月23日に実施された英国のEU離脱を問う国民投票では、離脱派が過半を占める結果となりました。これを受け、キャメロン英首相は辞意を表明しました。

今後、新しい首相のもとで、EU離脱に関する英国とEUの交渉が行われるものとみられます。首相が辞任したこと自体は、将来に対する不透明感を強める要因となることは確かです。加えて、英国の将来に対する不透明感が、企業活動や家計消費を停滞させ、英国の景気に悪影響を与える可能性があります。

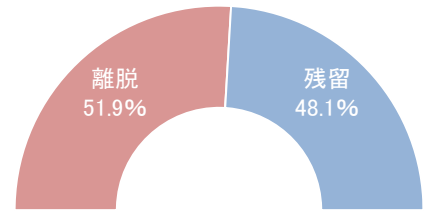
一方で、離脱のプロセスは、2年程度の時間を掛けて行われ、直ちに、経済ファンダメンタルに大きな変化が起こるわけではないことにも留意が必要であると考えます。

不動産関連証券市場の反応

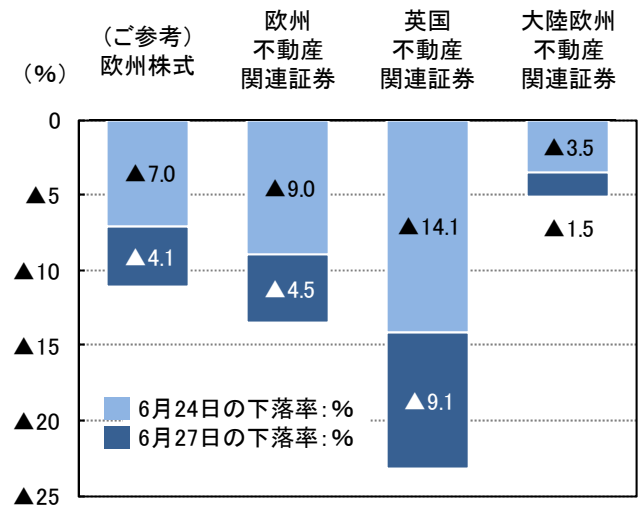
6月24日の欧州不動産関連証券市場は、9.0%の下落となりました。英国市場は14.1%、大陸欧州市場は3.5%の下落となりました。各市場ともに27日も続落し、英国市場では2日間の下落率は23.2%に達しました。

英国のEU離脱協議に向けた先行き不透明感や景気減速懸念に加えて、英国にオフィスを構える金融機関などの規模縮小や英国不動産への投資需要の減退など不動産ファンダメンタルズの悪化が懸念されました。

英国国民投票結果

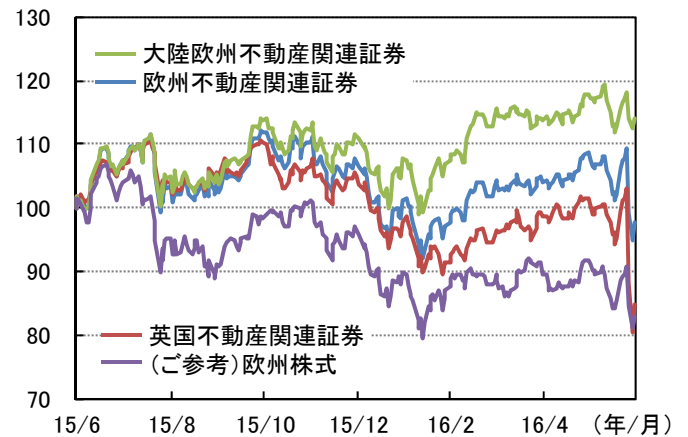


欧州不動産関連証券の下落率



欧州不動産関連証券の推移

2015年6月30日～2016年6月28日：日次



※2015年6月30日を100として指数化

※右上グラフで使用した指数について

(ご参考) 欧州株式：ストックス・ヨーロッパ600指数

欧州不動産関連証券：FTSE EPRA/NAREIT Developed Europe指数(トータルリターン、ユーロベース)

英国不動産関連証券：FTSE United Kingdom指数(トータルリターン、英ポンドベース)

大陸欧州不動産関連証券：FTSE EPRA/NAREIT Developed Europe ex UK指数(トータルリターン、ユーロベース)

※FTSE®は、London Stock Exchange Groupの会社が所有する商標であり、ライセンス契約に基づき、FTSE International Limitedが使用します。NAREIT®はNAREITが所有する商標です。

出所：英BBCおよびブルームバーグが提供するデータを基にみずほ投信投資顧問が作成。

※上記は、将来における欧州不動産関連証券の下落率および推移を示唆、保証するものではありません。

◆今後の見通しと運用方針

今後の見通し

【英国不動産関連証券市場】

EUおよび世界との新たな関係が明らかになるまでは、英国への現物不動産への投資は減速するとみられます。ロンドンのオフィスセクターにおいては、不動産価格が下落(利回りは上昇)し、賃料成長は減速する可能性があります。一方、相対的に景気動向に左右されにくいこと等から、英国小売セクターの下落はオフィスセクターの半分程度にとどまるとみています。

イングランド銀行(BOE)は市場の安定のために必要な全ての手段をとる姿勢を示しており、2,500億英ポンドを英国の銀行に供給する用意があると表明しています。利下げが行われる可能性もあり、相場の下支え要因として期待されます。不透明感は続くものの、足元の大幅下落を受け、おおむね国民投票の結果は織り込まれたとみえています。

【大陸欧州不動産関連証券市場】

英国への投資資金が大陸欧州に向かうとの指摘もある一方、欧州全体への投資が減速するとの見方もあり、今回の英国国民投票の結果が大陸欧州市場に与える影響についても不透明感が残っています。

欧州中央銀行(ECB)は、必要な流動性供給の用意があることを表明しており、量的金融緩和政策(QE)の拡充や金利引き下げの可能性もあります。

大陸欧州市場は英国市場ほどEU離脱によるマイナスの影響を見込んでいないものの、下押し圧力はかかるかとみえています。

【為替市場】

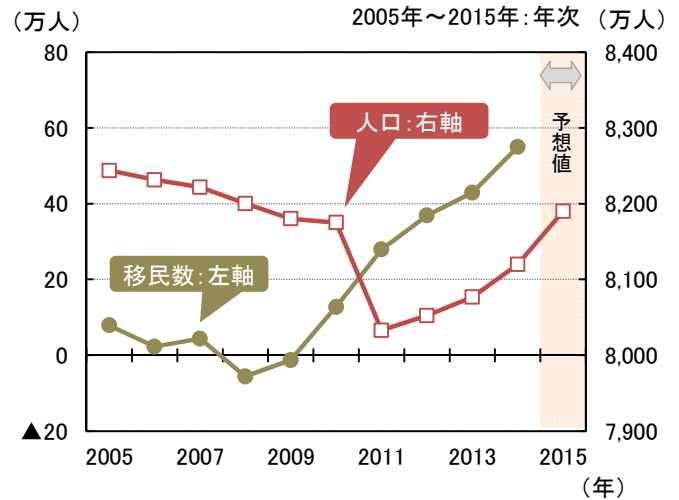
英ポンドについては、1985年以来の安値に落ち込んでおり、不透明感を大部分織り込んだとみられますが、今後の英国の利下げ等により、軟調な展開が予想されます。また、ユーロについても英ポンドほどの下落はないとみられるものの、下落圧力がかかる展開が見込まれます。

各ファンドの運用方針

不透明感が強い投資環境下において、英国については、景気敏感なオフィスセクターよりも、小売や個人倉庫など、安定的なセクターを選好して投資を行う方針です。また、相対的に景気動向に左右されにくいとみられる大陸欧州の小売銘柄に加え、移民の受け入れ体制の整備による人口増加等を背景に底堅い需要が期待できるドイツ住宅銘柄等にも投資を行う方針です。

4~5%の配当利回りや長期的な収益成長性が期待できること、現物不動産市場と比較して割安な価格水準にあるとみられることなどが、欧州不動産関連証券の投資魅力になると考えています。

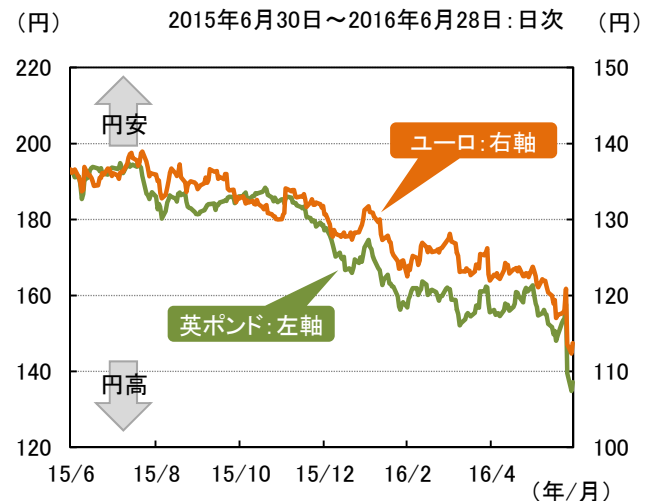
ドイツへの移民数と人口の推移



※移民数は2005年~2014年の値。

出所: 移民数はThe German Federal Statistics Officeのデータを基にCBREクラリオンが作成。人口はIMF“World Economic Outlook Database, April 2016”のデータを基にみずほ投信投資顧問が作成。

対円為替レートの推移



出所: ブルームバーグが提供するデータを基にみずほ投信投資顧問が作成。

※上記は、将来におけるドイツへの移民数と人口および対円為替レートの推移を保証するものではありません。

ファンドの特色

I 欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式を主要投資対象とします。

◆不動産投資信託証券および不動産関連株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※各ファンドにおいて、欧州とはユーロ圏および英国を中心とした国々を指します。

不動産投資信託証券とは

不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。不動産投資信託および不動産投資法人は、多くの投資家から資金を集め、主に賃貸料収入が得られる不動産(オフィスビル、小売施設、賃貸マンションなど)に投資して、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当します。一般的には、リート(REIT: Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。

不動産関連株式とは

不動産の開発・賃貸事業など、不動産関連の事業からの収入が過半を占める企業の発行する株式をいいます。

※不動産投資信託証券と不動産関連株式を合わせて「不動産関連証券」ということがあります。

・各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める比率(10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドです。

・各ファンドが主要投資対象とする欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

◆各ファンドは、「欧州不動産戦略マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

II 世界最大級の不動産サービス会社であるCBREグループの運用会社『CBREクラリオン』が運用を行います。

◆マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)をCBREクラリオンに委託します。

◆マクロ経済および不動産市場動向分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の定量および定性分析等のボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。

III 決算頻度の異なる2つのファンドからお選びいただけます。

◆年4回決算を行う「3ヵ月決算型」と年1回決算を行う「年1回決算型」があります。

・「3ヵ月決算型」は、年4回の毎決算時(原則として2月、5月、8月、11月の各22日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行うことを目指します。

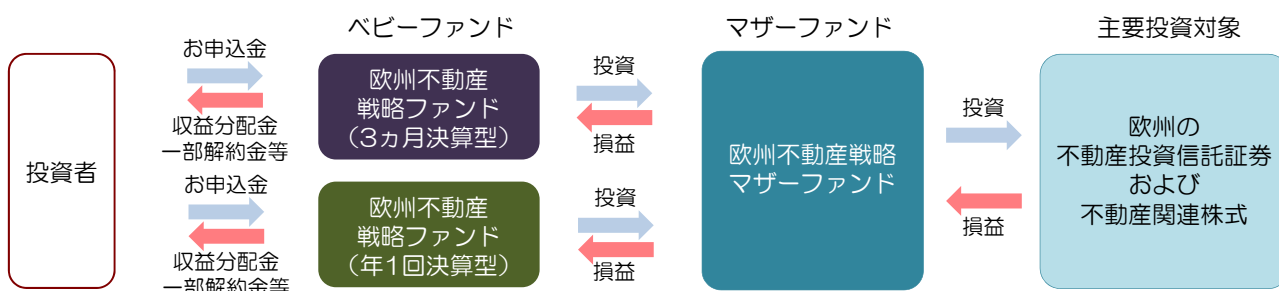
・「年1回決算型」は、毎年5月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

※分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

◆ファンド間のスイッチング(乗換え)が可能です。

※販売会社によっては、「3ヵ月決算型」もしくは「年1回決算型」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合、スイッチングの取扱いを行わない場合等があります。

〈ファンドの仕組み〉



市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《基準価額の変動要因》

各ファンドは、不動産投資信託証券や株式などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

不動産投資信託証券および株式の価格変動リスク

各ファンドが投資する不動産投資信託証券または株式の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託証券の価格は、経済状況、不動産市況、金利水準、発行体の財務状況や収益状況、保有不動産とその状況などさまざまな要因により変化します。

株式の価格は、経済状況、不動産市況、企業業績などさまざまな要因により変化します。

なお、各ファンドは不動産投資信託証券および株式の投資銘柄数が比較的少数(25~50銘柄程度)となる場合があります。より多くの銘柄に投資するファンドに比べて、1銘柄の価格の変動による影響度合いが大きくなる可能性があります。また、投資判断によっては特定の銘柄の組入比率が高くなることもあり、当該銘柄の価格変動の影響を大きく受ける場合があります。

為替変動リスク

各ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「信用リスク」、「金利変動リスク」、「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

《その他の留意点》

- ◆ 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆ 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ 各ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け取りを中止することがあります。

お申込みメモ

<詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。>

購入・換金のお申込み	販売会社・委託会社の休業日および購入・換金申込不可日を除き、原則として、いつでもお申し込みになれます。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金・スイッチングのお申込みができません。
購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示しています。分配金再投資コースの収益分配金は、決算日の基準価額で再投資されます。)
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。 ※なお、上記の時間以前にお申込みが締め切られる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用または投資者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合(換金の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。
信託期間	2024年5月22日まで(2014年6月6日設定)
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が20億口を下回ることとなる時等には、信託を終了(繰上償還)させることがあります。
決算日	<3ヵ月決算型> 毎年2月、5月、8月および11月の各22日(休業日の場合は翌営業日) <年1回決算型> 毎年5月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<3ヵ月決算型> 年4回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 <年1回決算型> 毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時		
項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※2016年6月30日現在の手数料率の 上限は3.24% (税抜3%) です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価
スイッチング手数料	販売会社が別に定める手数料 (なお、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。)	—

換金時		
項目	費用の額・料率	費用の概要
信託財産留保額	ありません。	—

保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます)

運用管理費用(信託報酬)

項目	費用の額・料率	費用の概要
運用管理費用(総額)	年率1.6632% (税抜 1.54%)	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末(「年1回決算型」においては毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
配分 (税抜)	(委託会社)	年率0.90%～0.75%
	(販売会社)	年率0.60%～0.75%
	(受託会社)	年率0.04%

※運用管理費用の配分(税抜)は、各ファンドについて、以下の通り販売会社毎の純資産残高に応じて変動します。

販売会社毎の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	0.90%	0.60%	0.04%
300億円超500億円以下の部分	0.85%	0.65%	0.04%
500億円超1,000億円以下の部分	0.80%	0.70%	0.04%
1,000億円超の部分	0.75%	0.75%	0.04%

CBREクラリオンが受け取る各ファンドにかかるマザーファンドの投資顧問報酬の額は、円の余資以外の運用の対価等として計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に、年0.55%の率を乗じて計算される金額を、原則としてマザーファンドにおける各ファンドの出資比率に応じ按分した額とします。ただし、各ファンドにかかる販売会社毎の純資産残高が300億円を超えた場合、各ファンドにかかる当該販売会社の純資産残高に応じ、下記に定める率を当該販売会社毎の純資産残高の該当部分に乗じて得た額を、上記で定めた投資顧問報酬の額から各々減額するものとします。

販売会社毎の純資産残高	300億円超500億円以下の部分	500億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分
投資顧問報酬を減額する率	0.05%	0.10%	0.15%

※CBREクラリオンが受け取る各ファンドにかかるマザーファンドの投資顧問報酬の額は、委託会社が受け取る運用管理費用から支払期日毎に支払われます。

その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。

※上場投資信託(不動産投資信託証券)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は表示していません。

お客さまにご負担いただく手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号 加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ○ホームページアドレス http://www.mizuho-am.co.jp/ ○電話番号 0120-324-431(受付時間:営業日の9:00~17:00)
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理等を行います。

取扱いファンドおよび加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

3ヵ月 決算型	年1回 決算型	販売会社	登録番号等	日本 証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
○	○	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
	○	ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第43号	○			
○	○	大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○			
○	○	西日本シティ証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
○	○	百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
○	○	みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
○		株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
○		株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	○			
○		株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○			
○	○	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○	

※上記の表は、みずほ投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

取扱いファンドおよび加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

3カ月 決算型	年1回 決算型	販売会社	登録番号等	日本 証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
	○	株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第1号	○			
○		株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
○		株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○			
○	○	株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
○	○	第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○			
○		株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
○	○	株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○	
○	○	株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○			
○		株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	○			
○	○	株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○

※上記の表は、みずほ投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

各ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が各ファンドへの投資に関してご判断ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項

- 本資料は、みずほ投信投資顧問(以下、当社といいます。)が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 本資料の作成にあたり、当社は、情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料中の運用状況に関するグラフ、図表、数字および市場環境や運用方針等は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動、運用成果等を保証するものではなく、また将来予告なしに変更される場合もあります。
- 投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券・不動産投資信託証券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。
- 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。